

子どもの虐待の早期発見と支援方法

染谷麻里

〈子どもの虐待に関心を持った理由〉

私は、高校時代の養護教諭の一言に救われ、養護教諭になろうと決心した。そのため、子どもの虐待については元々関心があった。しかし、虐待についてより関心を持ったのは大学3年のときであった。私は 大学生生活を送る中で、ある男の子と出会い仲良くなった。彼と話をしているひょんなことをきっかけに、彼は「中学生のときに虐待を受けていた」と打ち明けてくれた。話を聞くと、中学生のときは父親に大声で叱責されること、殴られること、物に当たることなどが日常茶飯事だったようである。彼はこれらを避けるため、わざと「今日は朝練がある」と嘘をついて早く登校したり、家に帰ったらすぐに部屋に行き、できるだけ父親に接触しないようにゲームの世界に逃げたりしたそうである。学校では、彼は担任に「両親が離婚して母親が出て行った」とは伝えていたが、特に担任や養護教諭からの声かけはなかったそうである。確かに思春期という難しい年頃やある程度自分で対応ができる時期ということもあり、学校側は何も介入しなかったのかもしれない。または、学校側は彼が登校形態を変えていたのにもかかわらず虐待を受けているというサインに気付かなかったのかもしれない。しかしどちらにせよ、誰かが彼の変化に気付いて声をかけてくれるだけでも何か違ったのではないか。

私はこのことを打ち明けられた時の「まさか虐待を受けていたとは思ってもいなかった」という思いと、彼にとって思い出したくない過去を打ち明けてくれたのに何も気の利いた言葉かけもできなかったという後悔、そして打ち明けてくれた時の彼のなんともいえない表情が強い記憶として残っている。

このことをきっかけに、私は虐待について調べるようになった。現在虐待の認知件数は増加していることを知り、家庭に子どもたちの居場所がないのならば、せめて学校が居心地の良い場所であるべきであると考えようになった。その中でも、子どもの心身の状態をいち早く察知し、身近な存在として心身のケアのできる養護教諭としてそのつらさを少しでも和らげてあげたい、虐待を受けている子どもに対して何かできることはないかと考えるようになった。

そこで私は養護教諭として子どもの虐待を早期発見し、支援するために以下のことを述べたいと思う。

〈虐待の状況〉

厚生労働省のホームページによると、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、平成 26 年度は 7.6 倍に増加している。また、児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移していることが書かれている。種類別で見ると、心理的虐待(43.6%)が最も多く、次いで身体的虐待(29.4%)、ネグレクト(25.2%)、性的虐待(1.7%)となっている。被虐待児の年齢構成別で見ると、小学生(34.5%)が最も多い。このことから、特に小学校から虐待を疑って取り掛かる必要がある。

〈虐待の原因〉

よく私の家族は、「また虐待のニュースか。虐待するくらいなら、子どもを生まなければいいのに。」という。これは、世間一般の考え方であると思う。しかし、虐待の原因は様々である。どんなに子どもを可愛がろうとしても、その人が育てる状況により、虐待を行ってしまうことがある。具体的な原因として、主に保護者、子ども、養育環境に分けられる。

1.保護者側のリスク要因

- ・望まない妊娠
- ・保護者が未熟で、育児不安、ストレスが蓄積しやすい
- ・親が育った子ども期の養育環境の中に愛されたという実感がないため、我が子への愛着形成が上手くいかない
- ・保護者自身が虐待経験を持っている
- ・マタニティブルー、産後うつ病、精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等により、心身が不安定になりやすい
- ・攻撃的な性格、衝動的な性格 など

2.子どもの側のリスク要因

- ・未熟児、多胎、障害児、アレルギー体質などで養育に著しい困難を伴うもの

3.養育環境のリスク要因

- ・家族や同居人、住む場所が変わるなど、生活環境が安定しない（夫婦家族関係、生活の経済的困難、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産など）
- ・悩みや困った時の支援者がなく、孤立・孤独感がある など

これらの要因が重なると虐待は起こりやすくなるといわれている。また、虐待は一般的に育ってきた人でさえも、起こりかねない問題であることを認知すべきである。

〈虐待の予防〉

虐待を予防するには、虐待の原因を除去する必要がある。しかし、実際として取り組めるものは限られてしまう。また、虐待の原因となると社会全体を変えなければ、虐待の予防はできないことも多い。そのため、虐待の予防をするには難しいが、学校側として虐待を早期発見・早期対応ができると考える。虐待の早期発見・早期対応として、多くの対応策があると考えますが、ここでは「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」ⁱⁱ以外に養護教諭として取り組める内容を記す。

〈虐待の早期発見方法〉

1.朝と帰りの校内巡回

事例の彼のように、虐待を受けている子どもは虐待を受けないために登校形態を変えることがある。そのため、学校では朝と帰りの様子を観察することができれば、虐待の早期発見につながる。そこで、学校としては、朝と帰りに観察することである。学校では、朝と帰りに教員が校門や玄関で見守ることが多い。しかし、朝に教員や養護教諭が校内巡回をすることは少ないと感じる。また、養護教諭が見送りすることは少ないと感じる。

養護教諭が巡回することで、子どもの心身の状態を把握できる。また、担任の性格や口調が強かったり、保護者と関係を密に持っていたりして、担任には話しにくくても養護教諭なら話せることもある。これらのことから、巡回することで子どもが養護教諭に話すきっかけになり、異変にいち早く気付くことができると考える。また、声掛けをすることにより子どもとの信頼関係が築くことができ、子どもは保健室に行きやすくなると考える。

2.健康観察の工夫

学校では、様々な方法で健康観察が行われている。私の通っていた小学校では、朝の会に担任が一人ずつ名前を呼び、返事をさせて体調が悪ければ申し出てもらおう形式だった。中学校では、生徒保健委員が具合の悪い人はいるかを聞いて、当てはまる人は挙手してもらい、その内容を健康観察表に記入していた。このような方法は、多くの学校で見られると思う。しかし、これらの方法であると、みんなの前ということもあり、体調が悪いことを申し出ないことがある。実際に私は、みんなの前で体調が悪いということが恥ずかしくて言わなかったことがある。また、これらの方法では、身体状況を確認できても、精神状況を確認したりすることはできない。確実に身体状況と精神状況をつかむために、一人ひとりの健康観察表を作成し、毎朝記入してもらおうといった方法をとりたい。例として、表に示す。かぜ症状などの身体の状態以外にも、イライラするや悩み事や相談したいことが

あるかといった精神状態の欄を設ける。一人ひとりの健康観察表のため、子どもは安心して自分のことを書くことができ、養護教諭として介入しやすくなるのではないかと考える。また、記入してもらおうとはいっても、書くことが面倒になり記入しない子どもが出てくると考える。このことを踏まえ、担任には子どもたちの観察の視点を伝えて様子を見てもらい、何か変であると思ったら声をかけるように依頼する。 (表)

・あてはまるものに○ ・相談内容、その他には言葉で書く	頭が痛い	お腹が痛い	のどが痛い	鼻水が出る	熱がある	イライラする	落ち着かない	悩みがある	相談したい	相談内容	その他
/ ()											
/ ()											

〈虐待を受けた、または受けた疑いのある子どもへの支援方法〉

1. 自己肯定感を高める支援として受け止める、褒める

虐待を受けた子どもは、自己肯定感が低い。自己肯定感が低いと、自分を大切にできないため、自分を傷つける。また、自分を大切にできないため、他人も傷つける。この例として、自傷行為や自殺、いじめなどの問題がある。自己肯定感を高めるためにも、まずその子の気持ちを受け止める。そして、その子ができていること、良いところを言葉にして褒めていくことを教職員で行っていく。また、養護教諭は子どもの成長を経年的に見ることができると、変化したところや成長したことを嬉しく思う気持ちとともに、伝えていく。虐待を受けた子どもは親から認められることや褒められる体験が少ない。そして、虐待を受けた子どもは、受け入れてくれる大人に出会うと、どこまで自分を受け入れてくれるのかを確かめるために「試し行為」をとることがある。子どもを受け入れることや褒めることを実施し、「自分はここにいていいんだ」、「誰かのためになっている」、「自分のことを気にしてくれたり受け止めたりしてくれる人がある」といった思いや自信をつけさせていく。

2. 「Iメッセージ」の活用

「Iメッセージ」とは、私を主語にした言葉である。例として、「私はあなたのことを心配している」、「～で残念だわ」といったように「私は～だ」というメッセージである。こ

の反対は「You メッセージ」である。「You メッセージ」はあなたを主語にした言葉である。例として、「あなたは～しなさい」、「あなたは～してはいけません」といったように「あなたは～だ」というメッセージである。ある文献ⁱⁱⁱでは、虐待を受けた子どもに対して「I メッセージ」を用いることにより、問題行動のあった子どもが徐々に良い方向に向かっていくことが報告されている。具体的には、機嫌が悪いときは我儘になる子が、周りを見て行動にできるようになったり、自己決定のできない子ができるようになったりした。「I メッセージ」は、子どもの自己表現の変化や行動の変容に効果的である。養護教諭は子どもの心の専門家としてこの「I メッセージ」の効果や内容を他の教職員に伝え、「I メッセージ」を使用して、子どもの心身の安定を図る支援をしていく。

3.関係者との連携

虐待を受けた子どもは、身体面、精神面、行動面に影響が現れることが多い。これらの影響は、養護教諭や教職員の関わりだけでは改善しないこともある。そこで、養護教諭は学校のコーディネーター的役割として、児童相談所や医療機関やスクールカウンセラーなどと連携していく必要がある。学校での様子を関係者に情報提供・情報交換し、支援方法を確立していく。

〈まとめ〉

子どもの虐待に対応するため以上のことを述べてきたが、この早期発見・支援方法は、子どもの虐待だけではなく、いじめや不登校などの様々な問題にも対応できる内容であると考えられる。私が出会った彼のように、普段何気なく接している人が虐待などのつらい問題を抱えている場合もある。養護教諭として、少しでも子どもが抱えるつらい心身の問題に気づき、その子どもにあった支援がきるようにしていきたい。

〈参考・引用文献〉

ⁱ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108127.pdf#search='http%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ffile%2F06Seisakujouhou11900000Koyoukintoujidoukateikyoku%2F0000108127.pdf'> 厚生労働省 児童虐待

の現状 平成 26 年

ⁱⁱ養護教諭のための児童虐待対応の手引き 文部科学省 平成 19 年

ⁱⁱⁱ松尾裕美 小規模住居型児童養育事業における子どもの問題行動について - 被虐待児の行動変容の事例「親業」による関わり - 九州女子大学紀要 51(1), 1-24, 2014